

岩手県告示第425号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和7年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
雫石町	当該市町村で定める場所	令和7年9月1日
矢巾町	〃	令和7年9月2日から同月3日まで
紫波町	〃	令和7年9月4日から同月5日まで
田野畑村	〃	令和7年9月16日（午後）から同月17日（午前）まで
普代村	〃	令和7年9月17日（午後）
野田村	〃	令和7年9月18日
一戸町	〃	令和7年9月29日から同月30日まで
山田町	〃	令和7年10月6日（午後）から同月8日まで
宮古市	〃	令和7年10月20日から同月24日まで
釜石市	〃	令和7年10月27日（午後）から同月31日（午前）まで

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター